



CONTENT

3. 論説
3. 編集者への手紙
4. 特許翻訳がライブで
5. EPO と JPO が機械翻訳の分野で協力関係を結びました
5. EPC 加盟国の 2004 年から 2011 年までの判例をオンラインでみられるようになりました
6. 意思決定の際に特許統計を
7. 共通引用文献公開サービスの開始に賞賛を
7. OPS バージョン 2.6.1 と 2.6.2 の URL の変更
7. GPI の検索がより速く
8. CPC の最新情報
8. 新しい研修コース
9. アジアからのニュース
10. 前号の内容
10. 公報コーナー
11. 審査のガイドライン：新版
12. その他のニュース



EPO が日本のリーガルステータスデータをデータベースに追加

EPO が日本のリーガルステータスデータを取得したことは大きなニュースです。そんなにわくわくはしないかもしれませんが、一部のユーザーにとっては、大きな出来事であり、20 年以上も優先事項となっていたことが、やっと成し遂げられるのです。これは、EPO と日本の特許庁との長年の深い協力関係の賜物です。

2012 年始めから、EPO は、日本の特許のリーガルステータスを、徐々に追加してきました。大量のデータを扱うため、完成するまであと数か月かかります。6 月の終わりには、2011 年 4 月から JPO が発表している、日本の特許および実用新案のリーガルステータス事項が追加されます。

その後、EPO が手に入れ次第、新しい事項のデータがみられるようになります。

EPO は 2003 年からの過去データも入手していますので、通常のデータの追加と並行して、6 月からだんだんと追加していくつもりです。

日本のデータの重要性

日本は今でも 350000 件の特許と実用新案の出願のある、非常に重要な国です。一人あたりの特許出願件数は他国のその数の群を抜いていて、社会における特許制度の浸透に関していえば、日本が一番であることは間違いありません。

つまり、ビジネスにおいて、日本の特許制度を把握することは、他国のそれを把握するより重要だということです。多くのケースでは、ビジネスを行う地域にどのような特許が存在するのか、それらがまだ有効なのかどうかを知っておく必要があるでしょう。そのためには、リーガルステータスデータについて詳しくなる必要がありますが、EPO のデータベースのおかげでやりやすくなりました。

日本の特許に関する良いお知らせ

幸いにして、日本の特許制度には他国の制度と似ている部分が多くあります。つまり、大体のリーガルステータスデータは容易に理解できるということです。ヨーロッパの特許制度と日本の特許制度の共通点をいくつか挙げてみます。

- ー 20 年の特許存続期間、特定の要件を満たす発明の場合は最大 5 年まで延長可能
- ー パリ条約に基づく優先権を主張可能
- ー 出願公開公報の発行は、出願日から 18 か月後、もしくは最優先の日から 18 か月後
- ー 特許登録を維持するために年金がかかる
- ー 年金の支払いには 6 か月間の猶予

一方、悪い知らせは

日本の特許のステータスを完全に理解するために、日本の特許制度には他国のそれと異なる部分があることを知っておく必要があります。日本の特許制度の最も特徴的な制度は以下の 3 つと言えます。

- ー 実体審査が始まるまで最大 3 年かかる

ー 特許に対抗する手段は、異議の申立て制度ではなく無効審判制度

ー 国内優先権の頻繁な利用

出願審査請求制度とは、出願人または第 3 者が請求しない限り、JPO は実体審査を開始せず、あるいは先行例調査すら行わないというものです。出願審査請求期間は出願日から 3 年間です。(2001 年以前は 7 年間でした) 期間内に審査請求がなかった場合は、特許出願は取り下げられたものとみなされます。

特許無効審判は日本における、特許権に対抗する手段です。特許権の存続期間経過後も含め、いつでも請求することができます。2004 年以前はこれに加え、JPO においても EPO のそれと同様の付与後異議の申立手続きも行っていて、1996 年以前は付与前異議の申立手続きも有効でした。

国内優先権は、先の出願の優先日を日本国内において獲得できる制度で、後にこの先の出願は公開されずに取り下げられます。公開前に取り下げられるということは、この件においてのリーガルステータスがないということです。

EPO で入手できるデータの詳細

日本のリーガルステータス情報は現在 Espacenet と Open Patent Service と Worldwide legal status の原文データとして検索可能です。

新しいデータの重要部分をテ

EPO データベースが所持する日本のリーガルステータス		
データベースがカバーしている期間	2011 年 4 月以降	2012 年 6 月までに 2011 年 4 月以降の過去データの追加が完了します。その後毎週アップデートが行われ、日本のデータベースに追加されてから約 2 か月の遅れを伴い EPO のデータベースに追加されます。
	2003 年以降	6 月に 2003 年以降の過去データの掲載を開始し、以降、毎月 2 か月分ずつ過去データが追加されます。
EPO で入手できるデータ	A コード	出願が登録あるいは拒絶されるまでの手続き上の情報。
	FPAY コード	年金支払い状況の更新。
	R、S コード	特許権の移転や、料金支払いに関する登録情報。
上記のリーガルステータスコードの詳細は、ホームページの“Useful Tables”でご確認いただけます。 (www.epo.org/searching/essentials/data/tables.html)。		
まだ入手できないデータ	試用情報	審査請求、異議の申立て、および無効に関する情報(注:日本における異議の申立て制度は 2004 年に廃止されました。)

ブルで示しています。2011 年 4 月の時点のリーガルステータスが利用可能というのは、2011 年 4 月以降に記録されたリーガルステータスも参照可能ということです。また、結果として EPO のデータベースに、特定の日本の特許出願のリーガルステータスがないということがあります。これは特許が死んでいるということを示しているわけではなく、単に JPO が 2011 年 4 月以降、この出願についてなんらアクションをしていないということです。今後リーガルステータスが追加されることも大いに考えられます。

分かりやすくするため、EPO は掲載するリーガル事項の数を、JPO から提供された 1400 種から 100 種ほどに減らしました。重要性の低い事項は除外され、その他のものは一つのイベントコードにまとめられました。審査請求書(コード JPA621、第 3

者からのものであれば JPA625) や、拒絶(JP A02)、みなし取下げ(JP A761)、放棄(JP A762)や特許査定(JP A01)を含む重要な項目は全てデータベースで見つかります。

登録後のものでは、存続期間の延長(JP R153)、訂正(JP R230 および R231)や権利の移転(JP R350)があります。

リーガルステータスコードについての詳細は我々のウェブサイト (www.epo.org/searching/essentials/data/tables.html) 内の、Useful Tables で確認できます。

特許無効審判手続きはまだ掲載されていませんが、現在作業中です。

大事な情報の場合、異なるデータソースで再度確認すべきです
特許データに基づき何らかの決

EPO の特別な責任

EPO は特許データの分野において、他の特許庁と異なり、世界中の特許データの保管者としての特別な責任を負っています。最近、日本のリーガルステータスデータを獲得したことにより、この情報誌を読んでいる専門家たちにとって、我々のリーガルデータ集が、さらに必要不可欠なものとなったでしょう。中国語とロシア語のデータが 2010 年に追加されたことに続き、すぐに著しい進歩を遂げました。

リーガルデータの収集や普及は、20 年以上前に、EPO が INPADOC と統合した際に引き継いだ業務で、今では EPO の特許情報活動の中心となっています。当時は 12 か国しかデータベースに載っていませんでしたが、今日では 50 か国以上もあり、ごく最近、1 億件目のリーガルステータスを登録しました。このことは、INPADOC という名称が徐々に忘れ去られてきた現在でも、その機能は消えていないという明確な証明となっています。

今後の我々のポリシーとして、新しいデータを集める際には、発展するのに最も有用な地域を優先させることにしています。高品質で、整頓されたデータを提供していただき、信頼できる特許庁から定期的にデータ提供を受けられるようにするつもりです。

高品質の特許データは、産業やイノベーション、経済にとって重要なものです。EPO は、世界中の特許データの提供者として、ユニークなサービスを提供していません。EPO のデータを我々から直

接手に入れたにせよ、その他の提供者から手に入れたにせよ、ユーザーの皆様がそれを頼りにしていらっしゃることに変わりはありません。我々のサービスに対する姿勢は崩れることなく、引き続き、国やデータの種類に対し、最適な情報を手に入れ、高品質で完璧な最新のデータを、提供することに従事します。さらには、お客様のデータに関するサポートサービスも引き続き提供します。



Richard Flammer,
Principal Director Patent Information

Richard Flammer
特許情報主席部長

2 頁目の続き

PRS Date :	2011/03/30
PRS Code :	A01
Code Expl.:	+ WRITTEN DECISION TO GRANT A PATENT OR TO GRANT A REGISTRATION (UTILITY MODEL)
EFFECTIVE DATE :	2011/03/29
FURTHER INFORMATION :	JAPANESE INTERMEDIATE CODE: A01
PRS Date :	2011/03/31
PRS Code :	A01
Code Expl.:	+ WRITTEN DECISION TO GRANT A PATENT OR TO GRANT A REGISTRATION (UTILITY MODEL)
FURTHER INFORMATION :	JAPANESE INTERMEDIATE CODE: A01

Espacenet で閲覧できる新たなデータの例

断を下す際は、その情報が正確であるのか、異なるデータソース、出来ることならば元のデータソースで確認することが大切です。日本の特許データの場合、JPO の IPDL (www.ipdl.input.go.jp/homepage_e.ipdl) を使うのがよいでしょう。こちらは日本語で書かれていますが、EPO は検索方法のガイドを作成し、ウェブサイトに掲載しています。
(www.epo.org/searching/asian/ja

pan/search.html)
日本のリーガルステータス情報において何かございましたら、アジア特許情報サービスチームまでご連絡ください。

Tel:+43151264545
Email:asiainfo@epo.org
日本のリーガルステータス情報調査の詳細や日本の特許のモニタリングサービスを提供し、また、アジアの特許情報の態様に関するヘルプとアドバイスを提供しています。

編集者への手紙：

求む！日本のリーガルステータスデータ

産業界において、特許情報管理は、知的財産権の有効性の評価に依るところが大きいといえます。たとえば、自由に実施できるか第三者の権利を分析する調査をした時などです。このような場合、INPADOC のリーガルステータスデータが必要不可欠な情報源となっており、結果的に、INPADOC は会議やワークショップでの議題上、常に大きな役割を担っています。PDG Working Group IMPACT では 20 年にわたってこのリーガルステータスデータの活用を推し進めてしてきました。

昨年遅くに Richard Flammer が Patent Information News 内で、INPADOC における日本のリーガルステータスデータの「夜明け」を発表しました。これはわくわくする発表です。

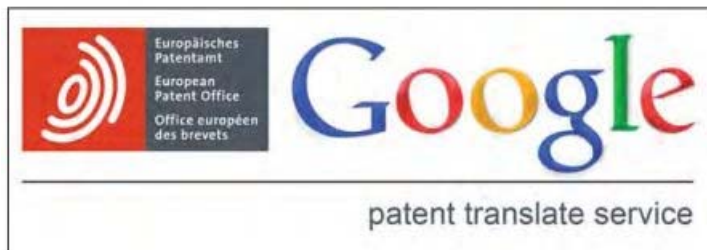
EPO のこの大きな前進に賞賛を示します！我々ユーザは、EPO や、もちろん他の特許情報提供者に対しても、次に何をすべきかの検討や優先度の設定について、協力することを惜しみません。さらに、いまだ情報源から欠落している、インドやラテンアメリカといった国のリーガルステータスデータを得るため、グローバルな取り組みにおいて協力する準備もできています。

もちろん、まだやらなければいけないことはあります。提供されるリーガルステータスデータは、最重要事項を漏らさず、最新で、信頼できる、完全なものでなければなりません。しかし、何事も、最初の一步がこれからの長い進歩において重要なのです。

Peter Kallas, BASF SE
PDG Working Group IMPACT、会長

特許翻訳がライブで

Espacenet と European Publication Server に機械翻訳が



特許翻訳サービスが2月29日に開始され、特許文書の自動翻訳の面において大きな技術的進歩を遂げました。この新サービスは、Google との協定に基づいていて、EPO が Espacenet と European publication server と合同で行っています。

加盟国、国内特許庁との協力で、EPO は、Google に、人の手で翻訳された何百万もの特許文書を、翻訳エンジンに使うために提供しました。

Espacenet と publication server の自動翻訳は、様々な言語による特許データの機械翻訳結果の精度を上げることに取り組んでいます。翻訳エンジンは、情報源のドキュメントの文体と、過去に人の手で翻訳された何百万もの特許文書の文体を比べる、統計的アプローチをとっています。

特許文書翻訳における翻訳言語の組み合わせ

(2012年3月現在)

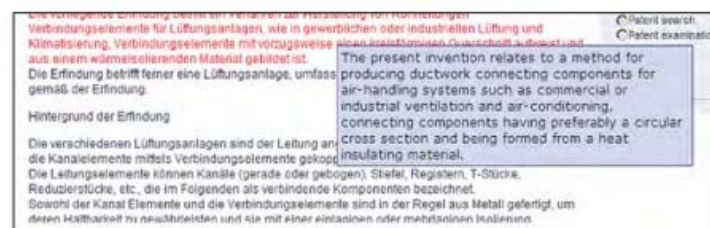
Into English from	From English into
French	French
German	German
Italian	Italian
Portuguese	Portuguese
Spanish	Spanish
Swedish	Swedish

Espacenet 特許翻訳の使い方

- 1. Espacenet 内で特許文献を探す。
- 2. 翻訳したい部分を選ぶ。
(特許抄録、特許明細書もしくは特許申請)
- 3. 訳出したい言語を選び、“patent translate” ボタンを押す。



- 4. 翻訳文が出たら、マウスオーバーすることで、原文が行ずつ表示される。



- 5. フィードバックを提出する。

機械翻訳は法的拘束力のある翻訳を提供することはできませんが、文書の要点を得て、関連性があるのかを明確にすることができ、人の手による翻訳が必要かどうか決めるための手段として使っていただけます。

特許翻訳は、現在、英語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ポルトガル語、スペイン語、スウェーデン語に対応していますが、数年間のうちに、EPO 加盟国全ての言語に対応し、さらには、特許業界に関連強いヨーロッパ諸国以外の言語にも対応する予定です。

Please help us to improve our quality

Your opinion on this translation:

Human translation
 Very good
 Good
 Acceptable
 Rather bad
 Very bad

Reason for this translation

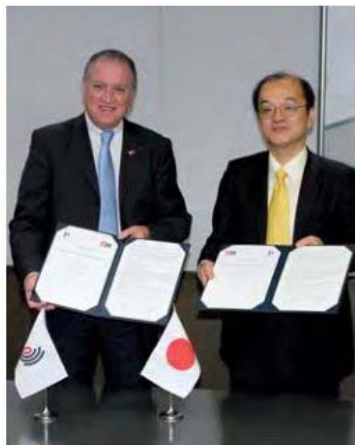
Overall information
 Patent search
 Patent examination

[EPO Home](#)

EPO と JPO が機械翻訳の分野で協力関係を結びました

2月6日、EPO 長官の Benoît Battistelli 氏と日本特許庁 (JPO) 長官、岩井良行氏は、EPO の機械翻訳プロジェクトにおいて、日本の特許ドキュメンテーション (コーポラ) を提供することで合意しました。

12月に締結された、中国特許庁 (SIPO) との類似の協定に続き、EPO-JPO 間の協力体制は、特許にかかわる人々に、より高品質な和英、和独、和仏の機械翻訳を提供することができます。アジアの特許ドキュメンテーション作成をより容易にするための大きな前進であり、日本語がわからない人々の日本の特許情報使用を加速させる



合意のサイン後の EPO 長官 Benoît Battistelli 氏と日本国特許庁 (JPO) 長官の岩井良行氏。

ことができるでしょう。さらには、特許出願の質の向上に貢献し、ユーザーたちが日本の先行技術を考慮に入れやすくなります。

「特許の情報機能は十分とは言えません」と語る EPO 長官の Benoît Battistelli 氏によると、特許出願件数は年々増えていて、世界知的所有権機関 (WIPO) によると、2010 年にはおよそ 198 万もの出願件数に達したということです。

2010 年終わりに開始された機械翻訳プログラムは 28 のヨーロッパ言語に対応しているだけでなく、英語、ドイツ語、フランス語と日本語、韓国語、中国語、ロシア語の言語ペアにも対応しています。現在、中国語と英語間、日本語と英語間の機械翻訳を制作する予定で、2013 年中ごろに EPO のウェブサイトで見えるようになる予定です。

刊行物

EPC 加盟国の 2004 年から 2011 年までの判例をオンラインで見られるようになりました

「EPC 加盟国の判例」は官報の特別版です。

2004 年に発行されたヨーロッパ各国特許査定レポートの後継として、「EPC 加盟国の判例」には 2004 年から 2011 年までの EPC 加盟国における裁判の興味深い判決の要約が掲載されています。また、EPO の公用語 3 か国語で、各国の特許実体法の判例についての有用な概説も提供しています。



ホームページから無料でダウンロードしていただけます。
www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/national-patent-decisions.html

審査プラクティスの違いについてのカタログ発行

“The Catalogue of Differing Practices”は、クレーム解釈、新規性、発明の進歩性における、IP5 特許庁 (EPO, JPO, KIPO, SIPO, USPTO) の審査プラクティスの違いについて、情報を提供しています。

カタログは無料でダウンロードしていただけます。
www.fiveipo.org/cdp.html

意思決定の際に特許統計を

テキストマイニングなどの先端技術は、意思決定の際の特許情報の使用に、大きな影響を与えました。特許分類の分析は、たとえば従来の技術に換えて、新しい技術を取り入れる際に参考となります。



例：Co1B-非金属材料
IPC-IPC:絶対値における時間の比較例

特許統計の分析

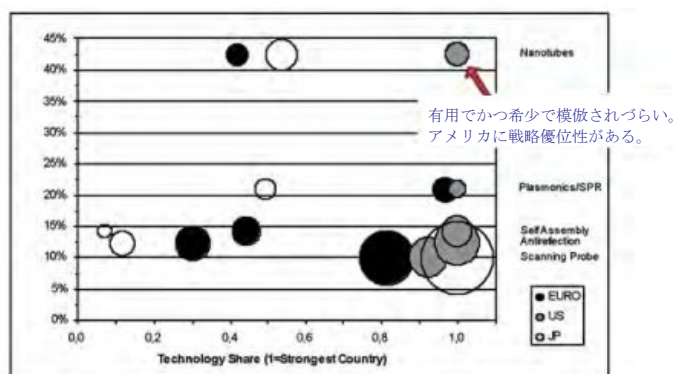
原文のデータを理解するためには3つのステップが必要です：

- データの収集
- 結果の分析
- 結果の視覚化

最初の段階で「ゴミのようなデータを入れれば、ゴミのような結果が出てくる」というのは本当です。分析に必要なデータを正しく確実に集めなければなりません。品質やカバー率の見地からゴールを設定することは、どのデータベースとユーザーインターフェース（無料で使えるものから商用のものまで）を使えばいいか選ぶ手助けとなります。分類情報や出願国を指定して、望むデータを抽出する検索式を作り上げねばなりません。

第2段階では、まずデータを整えてノイズを取り除きます。出願人や発明者のスペルが様々な存在することは問題で、統計の専門家たちは改善のため、多大な努力を払っています。さらに、特に、異なる名前で様々な法人に広がっている大きな国際的グループを扱う際に、自分達でソートする手間がまだ発生します。Google refine のようなフリーツールは、履歴トラッキングや、データ項目のマッチングのためのアルゴリズムがあり便利です。

第3段階は視覚化です。棒グラフや円グラフがベーシックなトレンドを示すのに対し、バブルダイアグラム、3Dチャート、ワードクラウド、ランドスケープ技術は、予想外のパターンを示すことができ、さらに複雑な依存関係を視覚化することができます。技術成長率のグラフ表示、もしくは、どのように技術分野を使用者間で共有するのかわかるのは、競争相手の立場を理



戦略決定のためのテクノロジーポートフォリオ

解することに役立ちます。(グラフを参照)

落とし穴

発明には特許庁内での公報と国際的な公報のたいてい2つ以上の公報があり、特許分析において気をつけなくてはならない点です。特許出願と登録を区別できていないと、分析においてエラーが生じてしまいます。

分析に使用する日付の種類の違いも結果を大きく左右します。優先日はその発明のされた日に近く、一方で公開日はその技術の最先端の状態に近く、トレンド分析に適しています。

特許ポートフォリオで真の意味を読み取るのに、特許出願数のカウントは、必ずしも良い方法であるとは言えません。EUのPATVALは約8000件のヨーロッパ特許を調べましたが、これらの価値の全体のうち90%は、上位20%の特許で占めることが分かりました。さらにより進んだ統計処理では、単に数の多さではなく、質の要素（被引用率など）を考慮に入れます。

ツール

Espacenet は特許の概要を学ぶのに良いスタート地点です。その後、Global Patent Index や PATSTAT などのより高度なツールに変更すればよいでしょう。最近まで、PATSTAT には原文データのみで、SQL の知識が必要でした。現在ベータ運営の新しいオンライン版には、2種類の流行があります。公開版はいくつかのグローバル統計を無料で提供しています。製品版では、基本的な検索式の使い方や、原文データをそれぞれのデータベースに読み込むことなく、結果を視覚化する方法を示しています。詳細情報はウェブサイトでご覧いただけます。

www.epo.org/patstat

EPO による研修及び、イベント

- 2012年5月21日-23日 特許知識：特許情報の経済情勢
- 2012年11月28日-29日 意思決定者のための特許統計

詳細情報はウェブサイトでご覧いただけます。

www.epo.org/searching/essentials/business/stats.html

共通引用文献公開サービスの開始に賞賛を

2011 年終わりごろから開始された「共通引用文献 (CCD)」公開サービスは大きな評価を受けています。CCD の本質的な目的は、あるパテントファミリーの全ての出願に対して、それぞれ異なる特許庁が引用した引例文献をまとめられることです。

CCD の強みの一つは、いずれかの特許庁で、調査の結果が公開されると同時に、もしくは審査の経過に伴い、追加の引用情報が出た際に随時、引用情報を提供することができる点です。最新の共通データの情報源として非常に評価できるものとなりつつあります。

「高品質で無料の特許引用検索、分析ツール」Intellogist (注 2) にあるように、CCD は EPO, JPO, USPTO, PCT 特許出願の引用情報を備えています。KIPO は 2012 年中に参加するという予定です。

印刷オプション、緻密なタイムライン表示など、サービスは最近になってさらに進化しています。

CCD は以下の URL からご使用いただけます。

www.trilateral.net/citation.html

#	CC	Cat.	Citation details
1	EP		Application N° EP20080702174 (EP08702174) - 24 January 2008
2	AT		Application N° AT20080702174T (AT08702174) - 24 January 2008
3	HU		Application N° HU20070000087 (HU07 00087) - 25 January 2007
4	JP		Application N° JP20090546821T (JP2009546821) - 24 January 2008
5	US		Application N° US20080449072 (US12449072) - 24 January 2008
6	WO		Application N° WO2008H000007 (WOHU2008/000007) - 24 January 2008
National Search Report			
	A		JP6031807 A (SUMITOMO ELECTRIC INDUSTRIES) - 8 February 1994 Figure 1 - 3 Abstract
	A		EP0546551 A2 (SEIKISUI CHEMICAL CO LTD [JP]) - 16 June 1993 Column 1, 6 - 34 Figure 1 - 10
	A		FR1387004 A - 29 January 1965 Page 2, column 1 - page 3, column 1 Figure 1 - 9

注 2) 以下の URL をご参照ください。

<http://intellogist.wordpress.com/2012/01/10/an-incredible-free-patent-citation-search-and-analysis-tool-the-ccd/>

OPS バージョン 2.6.1 と 2.6.2 の URL の変更

2012 年 2 月終わり、OPS バージョン 2.6.2 は OPS ウェブサービスのプロダクション環境に正式採用されました。このことにより、以下の URL 変更がなされました。

-REST-based OPS は

<http://ops.epo.org/rest-services> でご利用いただけます。

-SOAP-based legacy OPS:

<http://ops.epo.org/soap-services> にて OPS バージョン 2.6.1 をお使いの方は、新しいバージョン 2.6.2 に自動的に変更されました。

SOAP-based legacy OPS サービスをご利用の皆様へ、重要なお案内

-SOAP-based OPS version 2.6.1 は <http://ops.epo.org/soap-services> で 2012 年 6 月 4 日までご利用いただけます。その後すぐから 2012 年 7 月 2 日まで、<http://ops.epo.org/end-of-life/soap-services/> でご利用いただけます。バージョン 2.6.1 は 2012 年 7 月 3 日にはサービスが終了となります。

-SOAP-based サービスはまだサポー

トされてはいますが、特許資料の更新はされません。OPS Register, ECLA や新しいサービスは、REST でのみご利用いただけます。

OPS に関する詳細情報は EPO のウェブサイトでご確認いただけます。

www.epo.org/searching/free/ops.html

www.epo.org/searching/free/opsfaq.htm

こちらのページは最近の変更も反映されています。

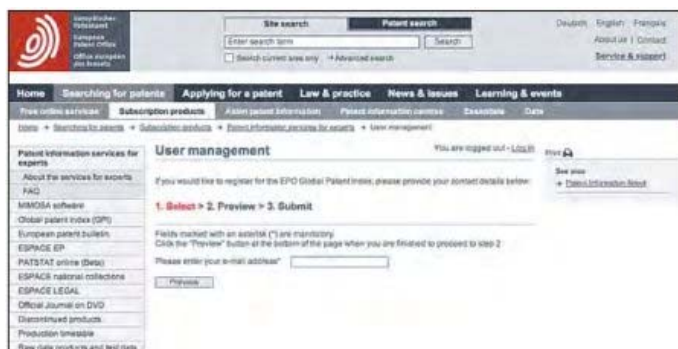
OPS ウェブサービスの使い方が分からず、アドバイスやヘルプが必要な際は、OPS フォーラムへお越しく下さい。

<http://forums.epo.org/open-patent-services-and-publication-server-web-service/>

御用の際には、新しいメールアドレスにご連絡ください。

patentdata@epo.org

GPI の検索が、より速く



Global Patent Index (GPI) を使った検索スピードが今年初めから上がっていることに皆様お気づきのことでしょう。

新しいバージョンの CGI が、オープンソースのインデクシングおよび検索エンジン Apache Solr を登用したことで、処理速度に格段の進歩が起きました。

検索速度が上がっただけでなく、Apache Solr はデータのインデクシングを迅速に行い、今までは月曜日 14 時間で行われていたデータベースの更新を金曜日の 12 時間で適用します。

新しいバージョンの GPI は検索結果フィルター処理機能 (重複除外機能) がついていて、単一のファミリー内の代表公報を一つ表示させることができます。

GPI の詳細情報は www.epo.org/gpi にてご確認いただけます。また、最新の GPI マニュアルをダウンロードしていただくことが可能です。

GPI の無料試用ができます。
<http://data.epo.org/access-control/gpisubscription.jsp>

CPC の最新情報

共通特許分類の履行における最新情報

共通特許分類(CPC)は2013年1月1日からEPOとUSPTOにおいて施行されます。特設サイト www.cpcinfo.org では新しいシステムの解説と、準備の進行状況をお伝えします。

この記事では、特許検索者の興味をひくような、最近の進歩について記します。

ICO から CPC コードへの変換の修正

2011年4月のPI-NEWSに書かれた、ECLAとICO分類記号をCPCに変換するアルゴリズムに関する記事において、変換されるICOコードを示した表に間違いがありました。間違いがあったのは、直交コードのCPC記号に追加される「2」の位置についてです。その間違いは対応するECLA体系に存在しない詳細に関するコード、そしてICO体系の/の前に200から900の間の数字を有するコードに関するものでした。現実として起こり得るのは、それらが記号のサブクラス部分の後ろに表されている最初の桁の前に2が付加されることにより、2000番台のCPCに置き換わるということです。すなわちT01L201/02がH01L2201/02となるということです。

直交ICOコードと同じように扱われる「ディープインデクシングコード」(例:2000シリーズ)に関する情報にも同じことが起こります。ユーザーは体系を注意深く見守ることで、特定の技術分野に特別な分類化が起こることに気付くことでしょう。

ECLA と ICO コードの CPC への変換

記号の種類	変換規則	新しい CPC 記号の例
ECLA	「/」より後の全文字が数字に置換	H01L21/28512
ICO		
Mirrored	ECLA と同様	H01L21/28512
Breakdown	ECLA と同様	H01L21/2852
Orthogonal	サブクラスの後ろに「2」を追加し「CPC2000」系列を作成；「/」より後のすべての文字は数字に置換される	H01L2201/28512

* The first letter of the symbol will also be changed, e.g. from "T" to "H".

Y セクション

YセクションとはECLAの特別なセクションで、EPOが気候変動の緩和技術(CCMTs)などの、ECLAのいくつかのセクションをまたぐ、最先端の技術に対してつけるセクションです。

Yセクションは後にCPCの分類の一つとなります。

専門家会議

EPOとUSPTOは、2012年に講演を行う予定のCPC専門家と実際に会って話せる場を沢山設けたいと考えています。(下記の表をご覧ください。)

CPC 情報が得られる 2012 年のイベント

Date in 2012	Event	Place	Website
19 April	ETIC/patentGate	Dortmund, DE	www.etic.de/seminare.html
28 April – 3 May	PIUG annual conference	Denver, US	www.piug.org
14 – 15 June	PATINFO	Ilmenau, DE	www.tu-ilmenau.de/paton/patinfo/
14 – 17 October	ICIC	Berlin, DE	www.haxel.com/icic
6 – 8 November	EPO Patent Information Conference	Hamburg, DE	www.epo.org/pi-conference

CPC ウェブサイト

EPOとUSPTOの共同で、共通特許分類の概要や2013年の施行までのタイムラインを掲載したウェブサイト、www.cpcinfo.org を開きました。

新しい研修コース：パテント インテリジェンス

入門、上級、IPスコアコースに加え、EPOの研修プログラムは新たに「パテントインテリジェンス：特許情報の経済的潜在力の活用」を5月21日から23日までウィーンで開催することとしました。無料のオンライン特許情報ニュース速

報や研修イベントなど、最新の情報やアップデートをお届けします。最近追加されたセミナーには「共通引用文献」や「専門家サービ

詳細はホームページでご覧いただくか、特許情報研修部までご連絡ください。

www.epo.org/pi-training
pittraining@epo.org

ビス(PISE)を使った、Global Patent Index(GPI)の検索の仕方などがあります。

アジアからのニュース

台湾特許法の改正

台湾特許法の改正草案が 2011 年 11 月 29 日に政府の立法院 (立法院) より提出されました。

2003 年以來の改正となる新しい法律では、発明の新規性喪失の例外の適用期間、権利の回復、分割出願、存続期間の延長、強制実施権、デザイン保護、特許無効審判、損害額の計算が改正されます。

特許と実用新案の二重出願制度の規定も導入予定です。改正特許法がいつから施行されるかは現在検討中です。

英語での詳細情報は以下のウェブサイトでご確認ください。

www.tipo.gov.tw/en/News_NewsContent.aspx?NewsID=5572

変更の予定は中国語で提供されています。また、ダウンロードが可能です。

www.tipo.gov.tw/ch/News_NewsContent.aspx?NewsID=5571

PCT 出願の韓国語の機械翻訳が Patentscope でご利用いただけます

国際出願 (PCT) における、韓国語から英語の機械翻訳が WIPO の Patentscope データベースにて利用可能となりました。

現在まで、韓国語から英語への機械翻訳は KIPRIS サーチシステム内で有料にて提供していました。しかし、このサービスは韓国の国内出願と PCT 出願でも国内移行の出願のみに対応していました。

Patentscope では、韓国の PCT 出願が国際公開されたらすぐに (つまり韓国や他の英語圏の国への国内移行よりかなり前に) 機械翻訳を使うことができます。KIPO によれば、この翻訳サービスは

WIPO との協力のもと、2012 年の終わりまでの約 1 年間、無料で提供されるとのことです。

MyIPO は 2012 年の戦略計画を発表しました

マレーシア特許庁 (MyIPO) は 2012 年の戦略計画を発表し、商標登録におけるマドリッド協定の受諾を決定しました。MyIPO は非伝統的な商標の登録、著作権の自己申請制度の実施、実用新案の実体審査の廃止なども計画しています。

MyIPO ウェブサイトでプレスリリースをご覧ください。

www.myipo.gov.my/en/component/content/article/64-activity/705-myipo-strategic-plan-2012-meeting-.html

台湾の文献のフロントページの新しいフォーマット

台湾特許庁 (TIPO) は 2008 年 8 月 26 日以降の出願に新しいフォームを使用しています。特許、実用新案、および商標の出願の際は新しいフォームが使用され、公開公報のフロントページ用の新しいフォーマット (2009 年 10 月 1 日以降) もあります。これには INID コード、文献種類コード、要約と TIPO の公式ロゴなどの要素が含まれています。登録公報には、(もしある場合は) 引用例も掲載しています。出願日と公開日は西暦と台湾の年号「民国」両方で記されます。手書きのテキストは番号や IPC 分類の記載にもはや使われなくなりました。(図下) 台湾文献の新しいフォーマットの例

ただ、2008 年 12 月 31 日までは古い出願様式で出願をすることができたため、移行期間については旧フォーマットで発行されたフロントページをいまだに目にすることもありません。



台湾特許公報の新しい様式の例

新旧のフォーマットのサンプルは Espacenet のウェブサイトでご確認いただけます。

www.epo.org/espacenet

新しいフォーマットのサンプルを見るには、TWM406265 もしくは TWA201040283 で検索してください。古いフォーマットは TWI339438B を検索してください。

SIPO は公開 CPRS データベースを開始しました

中国特許庁の中国特許情報センターが運営する CPRS データベースは 2011 年 12 月 31 日にオンラインで使えるようになりました。中国の特許、実用新案、商標データは 1985 年のものから載っていて、1 か月に 2 回更新されます。特許文献は今まで TIFF フォーマットでのみでしたが、現在は PDF 版もあります。クレームと詳細な説明のフルテキストデータもあります。このデータベースから SIPO の英訳機械翻訳を使うことができますが、現在は試用段階です。

検索は現在、中国のインターフェースからのみ使えますが、対応する英語のインターフェースが将来のある時点で開始される予定です。殆どの機能は無料ですが、いくつかの高度な機能には登録が必要です。

CPRS データベースには以下の URL からアクセスできます。

<http://search.patentstar.com.cn/cprs2010/default.aspx>

文献全文のダウンロードの方法が書かれた、分かりやすいガイドを、EPO のアジア特許情報部のウェブサイト内”China-Searching in databases”のセクションで見つけていただけます。

KIPO が出願日獲得の要件を緩和

2012 年 7 月 1 日より、韓国の特許、実用新案で、適正な要件を満たしていない出願であっても、ただちに却下されることがなくなります。出願人が、韓国特許庁の命令から 1 か月以内に必要な書類を提出すれば、最初に出願した日の出願日を得られます。

現在までは、間違いのある、もしくは不備のある出願は却下され、出願人は再出願しなければならず、また最初の出願日を得ることはできませんでした。

詳細情報は 2011 年 12 月 24 日の KIPO ニュースをご覧ください。(韓国語)

www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.news.trot.BoardApp&board_id=trot&cp=3&pg=1&npp=10&catmenu=m02_01_01&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bu_nryu=&st=&c=1003&seq=11035

アジアからの最新情報は EPO ウェブサイトの Updates セクションにさらに掲載しています。

www.epo.org/asia

前号の内容

PI-NEWS はオンラインでのみ公開されていて印刷物は発行されていません。ご覧になっていない方のために 2011 年 4 月の PI-NEWS のハイライトをお伝えしましょう。
(www.epo.org/service-support/publications/patent-information/news.html で閲覧可能です)



EPO 特許情報会議でのデータの魅力

EPO 長官の Benoit Battistelli 氏は第 21 回 EPO 特許情報会議の冒頭で「一般国民の特許情報へのアクセス権は簡単に得られるようになってきている」と述べました。「我々の義務は」彼は続けます。「特許データをできる限りの透明性で公開することである。」

EPO は data.epo.org データのプラットフォームを開始し、data.gov.uk や data.gov.fr のような取り組みと同じように成長と発展をすることを期待しています。

H01L21/027B2 が H01L21/02718 になりました

共同特許分類が 2013 年始めから効力を発揮し、EPO は文献上の全ての ECLA 分類(ヨーロッパ分類システム)記号を新しい CPC 記号に変換します。(2011 年 1 月の PI-NEWS 参照)USPTO と EPO は新しい CPC についての解説を載せたウェブサイト、www.cpcinfo.org を開設しました。ウェブサイトでは変換のやり方なども解説しています。

新年における IPC の変更点

国際特許分類 (IPC) の改正が 2012 年 1 月 1 日から適用されます。詳細は www.wipo.int/ipcpub/ でご確認ください。左欄の “Version” を 2012.01 にし、“Compilation” ボタンを押してください。

サブクラス Go6Q のビジネスモデル特許も変更に含まれます。長きにわたり必要とされてきた、より精密なサブグループによる分別が可能になりました。

ヨーロッパ特許登録簿 -2011 年秋発行

European Patent Register の秋のリリースは、数多くの特許庁の登録簿とリンク可能になったことが主要な変更点です。EPO 加盟国の特許の状況を知りたいければ、ディープリンクから直接各国特許庁の記録に飛ぶことができます。EPO は今後もこのような各国特許庁へのリンク付けを増加していきます。

調査報告 : X が、X と I に分かれました

“X”はヨーロッパ調査レポートで最も関連性の深いものを表す符号です。2011 年 9 月、EPO は“X”を 2 種類に分け区別し始めました。この区別は調査レポート上にはありませんが、ヨーロッパ特許原簿と実用データベース上には “I”タイプと記されています。調査レポートの引用文献は 2011 年 9 月 28 日から公開されました。

“X”は新規性の面で特に関連ある単独の文献。
“I”は進歩性の面で特に関連ある単独の文献。-調査レポートでは引き続き“X”と表記されます。

特許情報専門家の試験 -模擬試験の開催

10 月 5 日と 6 日に行われた模擬試験により、特許情報専門家としての資格創設が現実的なものとなってきました。受験者 54 人は検索スキルと特許情報の知識を試しました。詳しい内容をご希望の方は、ご連絡ください。
secretary@cepiug.org。



公報コーナー

「公報コーナー」は Patent Information News の定期的な記事で、読者に EPO 公報についての統計および一般情報を提供します。

- EP-A1: サーチレポート付きで公表された欧州特許出願
- EP-A2: サーチレポートなしで公表された欧州特許出願
- EP-A3: 欧州サーチレポート
- EP-B1: 欧州特許明細書
- EP-B2: 補正された欧州特許明細書

注記: 表には、PCT ルート経由で出願された欧州特許出願 (欧州特許 PCT 出願) の統計は含まれていません。これらは WIPO から発行されており、英語、フランス語またはドイツ語以外の言語で存在しない限り、EPO では入手できません。

現在、全欧州特許出願の約 60% がユーロ PCT 出願です。

欧州特許公報 2012年1月~3月

	2012年の週平均	2012年1~3月の合計	2011年からの変化
EP-A公報			
EP-A1	994	12,402	-2.7%
EP-A2	382	4,962	-11.1%
EP-A1 + A2の合計	1,336	17,364	-5.3%
A1+A2の合計に占める EP-A1の割合	71.4%		2.7%
EP-A3	351	4,565	0.7%
EP-B公報			
EP-B1+B2	1243	16,157	2.5%

EPO の巡回

2012 年、EPO は、特にバイオテクノロジー、コンピューター、ナノテクノロジーの分野の世界中のフェアや会議に参加します。

また、世界中の多くの知的財産や情報管理イベントにおいて EPO の特許情報製品及びサービスを紹介する予定です。

これらはどれも、EPO の審査官や特許情報専門家と話す絶好の機会となるでしょう。

お近くでイベントが開催されるか、カレンダーでご確認ください。

EPO events 2012			
16 – 20 April	www2012	Lyon, FR	www.www2012.org
25 – 27 April	Biotech	Tokyo, JP	www.bio-t.jp
28 April – 3 May	PIUG	Denver, US	www.piug.org
14 – 15 June	PATINFO	Ilmenau, DE	www.tu-ilmenau.de/paton/patinfo/
12 – 14 June	Renewable Energy World Europe	Cologne, DE	www.renewableenergyworld-europe.com
18 – 21 June	BIO	Boston, US	www.bio.org
18 – 21 June	NSTI	Santa Clara, US	www.techconnectworld.com/Nanotech2012/
24 – 26 September	IFIP World Computer Congress	Amsterdam, NL	www.wcc-2012.org/
10 – 14 October	Frankfurt Book Fair	Frankfurt, DE	www.frankfurt-book-fair.com
20 – 24 October	AIPPI	Incheon, KR	www.aippi.org/
14 – 17 November	medica	Düsseldorf, DE	www.medica-tradefair.com

手続き

審査のガイドライン：新版

改訂された EPO の審査用ガイドラインの英語版が、事前公開の形でオンラインから入手可能です。

ガイドラインはユーザにとってより使いやすくするために再編集・改訂され、現在 8 つの章で構成されています（図をご参照ください）。

今回から純粋に EPO 内で扱われるわけではない内部規定が、各章に含まれています。

各章においてはまた、EPC 2000 の条項や最新判例に適合するように、EPO からされた法的助言が反映されています。

再編の利点：

- 実体問題と手続面を明確に分離した PCT ガイドラインと EPO ガイドラインの配置
- BEST および拡張欧州調査報告 (EESR) に沿って更新された構成
- より高い透明性と法的確実性 (実施細則を含んだことにより、審査官が案件に対応する際、

確実な法的情報源に参照でき、かつ手続的、実体的な法に関連する EPO の全てのポリシーが公表されることとなります)

— 明確性と一貫性の強化 (たとえば新規性に関していえば、手続きのどの段階であるかに関わらず、判断基準は一つであること)

— より効率的で、柔軟に (手続面と実質面の明確な分離によって、手続補正時の通知や相談を大幅に簡略化)

変更点

旧版	
Part A	方式審査
Part B	調査
Part C	実体審査
Part D	異議の申立てと効力の制限/無効手続
Part E	一般手続
新版	
Part A	方式審査
Part B	調査
Part C	実体審査の手続面
Part D	異議の申立てと効力の制限/無効手続
Part E	一般手続
Part F	ヨーロッパ特許出願
Part G	特許性
Part H	補正と訂正

- 2012/3: 英語版の素案のオンライン公開
 - 2012/6: 3つの公式言語での効力発生及びオンライン公開
 - 2012/9: 印刷版が利用可能
- 我々は現在、年間ベースでガイドラインを更新することと、ガイドラインと内部実施細則を電子統合したバージョンを作成することを計画しています。

お問い合わせ

Espacenet
espacenet@epo.org

電子出版物相談
epal@epo.org

Patent data
patentdata@epo.org

PASTAT and IPscore
pastat@epo.org

Asian patent information
asiainfo@epo.org

研修
training.vienna@epo.org

カスタマーサービス
センター (CSC)
csc@epo.org

EPOカスタマーサービスは欧州
特許に関するあらゆる問題のお
問い合わせにご利用できます。
Tel.: +49 89 2399 4636,
e-mail: info@epo.org

ウィーンの Switch board
Tel.: +43 1 52126 0

EPO の 2012 年特 許情報会議開催： 予定を空けておい てください！

EPO の 2012 年特許情報会議は
2012 年 11 月 6 日から 8 日まで
ハンブルグの Grand Elysee ホテル
で開催されます。カレンダー
に書き留めておいてください！
www.epo.org/pi-conference I

World Patent Information

この国際的な査読つき情報誌の最新
版 (Vol.34、2012 年 1 月発行) は
最近、電子版で公開されました。掲
載されている記事のトピックは以下
のもので:

- IPC の効力の 2011 年 1 月からの
変更
- 考え方は十人十色
特許調査分類の使用に関する意
見
- スペインの特許出願件数および
商標出願件数の予測方法
- 特許情報にアクセスするための
WIPO サービス-特許情報のイン
フラ構築と後発開発途上国と発
展途上国の受け入れ態勢の整
備
- Patent Alert System を用いた、
風力発電技術の特許分析
- 台湾の大学でのイノベーション活
動や特許活動: 台湾版パイドー
ル法制定後の動き

— 効率的な状況特定及び適応的
サーチ戦略: 新人特許調査者へ
の研修資料

編集者の Mike Blackman はこの情
報誌に載せる記事を募集していま
す。
mblackmanwpi@tiscali.co.uk まで
ご連絡ください。

最新の記事は、ScienceDirect ウェ
ブサイト内、情報誌のページの
“Articles in Press (掲載前記事)”セ
クションでご覧いただけます。
www.sciencedirect.com/science/jo
urnal/aip/01722190

サンプル内容のリスト、要約や記事
などの情報誌に関する詳細情報は
以下の URL からご確認いただけま
す。
www.elsevier.com/locate/worpat in

Register alert- 移行に遅れ

前号の PI-NEWS で発表した、EPO
ウェブサイト (www.epo.org) への
Register alert の移行が、年始に計
画したようには進みませんでした。

セキュリティ上の問題がこの遅延の
主な原因でした。これらの問題を解
決する上で、よい進捗がありましたの
で、ユーザの方たちは、移行がも
うすぐ行われることを期待できます。

移行が行われれば、モニタリング用の
ファイルを選択できるようになり、
European Patent Register 内からご
自身のユーザーアカウントを設定
することができます。アラートサー
ビスのためのサイン・オン手続にい
くつかの変更がある予定です。これら
の事項は、サービス開始前の適切
な時期に発表される予定です。

East meets West in Vienna

世界中のユーザーが 4 月 19
日と 20 にウィーンで行われる、
アジアの特許情報のニーズに
ついて話し合うことを目的とし
た、East meets West フォーラ
ムで一堂に会します。今年の
プログラムのハイライトは以下
の通りです:
— 中国、インド、香港、マレー
シアのプレゼンテーション
— アジアの非特許文献の講読
— 機械翻訳

詳細情報はウェブサイトをご覧
ください。
www.epo.org/eventsg

発行情報

発行者: Richard Flammer
編集者: D. Shalloe, K. Maes,
寄稿者: R. Coda, R. Feinangle,
P. Held, R. Iasevoli, C. Kämmer,
P. Le Gonidec, N. das Neves,
G. Owens, J. Schaaf, D. Shalloe,
V. Vajsbaher
デザイン: Atelier 59

Patent Information News
発行元
欧州特許庁
ウィーン支局
特許情報局
Rennweg 12, 1030
Vienna, Austria
Tel.: +43 1 52126 0

この刊行物で述べられた見解は、
必ずしも EPO の見解では
ありません。
ESPACE と esp@cenet は登録商
標です。
ISSN 1024-6673